

役員・評議員・評議員選任解任委員 報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人えいふく福祉会

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人えいふく福祉会（以下「法人」という。）の役員(理事、監事)・評議員・評議員選任解任委員の報酬及び費用の弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

2 評議員選任・解任委員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員が理事会、評議員が評議員会、評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会および、役員・評議員・評議員選任解任委員がその他の会議に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

(1) 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会およびその他法人が必要と認めた会議並びに監事が監事監査に出席するときは往復の交通費に係る実費分を支給する。自家用車を利用の場合は、1キロ37円で計算する。

3 職員理事及び職員評議員選任解任委員が当該の会議に出席する場合は支給しない。

4 費用弁償額の支給は、当年度分を年度末にまとめて支給することができる。

(改 正)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない会議の費用弁償は、この規程の例により行う。